

# 選 択 約 款

(空調夏期契約)

平成26年4月1日 実施

西日本ガス株式会社

## 1. 目的

この選択約款は、負荷調整を推進しつつ当社の製造供給設備の効率的利用を図り、以て合理的・経済的なガス需要の確立に資することを目的といたします。

## 2. 選択約款の届出及び変更

(1)この選択約款は、ガス事業法第17条第7項もしくは第12項の規定にもとづき、九州経済産業局長に届け出たものです。

(2)当社は、九州経済産業局長に届け出てこの選択約款を変更することがあります。この場合、当社は届出内容をあらかじめ使用者に通知の上、使用者との需要契約の内容を、変更後の選択約款とするものとします。

## 3. 用語の定義

(1)「契約使用可能量」・・・空調用熱源機の全定格入力(キロワット)を標準熱量(メガジュール)で除き3.6を乗じた値をいいます(小数点以下切捨て)。但し1立方メートル未満の場合は1立方メートルとします。

(2)「空調機器」・・・消費機器のうちエネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機をいいます。

(3)「消費税等相当額」・・・消費税法にもとづき消費税が課せられる金額に、消費税法にもとづく税率を乗じて得た金額、および地方税法にもとづき地方消費税が課せられる金額に、地方税法にもとづく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(4)「単位料金」・・・8に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

(5)「消費税率」・・・消費税率の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては8%といたします。

## 4. 適用条件

使用者が、空調機器を使用し、空調機器のガス使用量を算定する専用ガスメーターを設置する場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

## 5. 契約の締結

(1)使用者は、この選択約款にもとづき当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた空調夏期契約1種または空調夏期契約2種のいずれかを当社と契約していただきます。

(2)使用者は、新たにこの選択約款にもとづきガスの使用を申し込む場合またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、契約使用可能量を定めていただきます。

(3)契約期間は次のとおりといたします。

①新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。

②契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日から

その変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方から契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として、12か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

(4)本契約の契約期間満了前に解約または供給約款に定める料金への変更をした使用者が、再度同一需要場所で本契約の申し込をする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時的不使用による解約または契約種別の変更の場合はこの限りではありません。(5)において同じ)

(5)当社は、本契約の規約期間満了前にこの選択約款に定める他の契約種別または他の選択約款(供給約款に定める料金を除きます。)への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

## 6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日および当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日および解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

## 7. 料 金

(1)当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内(以下「早収期間」といいます。)に行われる場合には、早収料金(消費税等相当額を含みます。)を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割増ししたものを(以下「遅収料金」といい消費税等相当額を含みます。)を料金として支払っていただきます。なお、早収料金の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。

(2)当社は、4月使用分(3月検針日の翌日から4月検針日まで)から11月使用分(10月検針日の翌日から11月検針日まで)までの期間については、別表の各料金表を適用して、早収料金または遅収料金を算定し、12月使用分(11月検針日の翌日から12月検針日まで)から3月使用分(2月検針日の翌日から3月検針日まで)までの期間については、供給約款に定める料金の料金表を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。

## 8. 単位料金の調整

(1)当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り下回る場合には、次の算式により別表の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。

この場合基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表2(4)のとおりといたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

= 基準単位料金 + 0.127円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.127 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

(2)(1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

67,220円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表2(4)に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトン当たりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が107,550円以上となった場合は、107,550円といたします。

(備考)

トン当たりLPG平均価格は、当社の本社等に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

9. その他

(1)その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付 則

1. 本供給約款の実施期日

本供給約款は平成26年4月1日から実施いたします。

2. 本供給約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、平成26年3月31日以前から継続して供給し、平成26年4月1日から平成26年4月30日までに支払義務が初めて発生するものについては、消費税率を5%といたします。

(別 表)

1. 適用区分

料金表 1 空調夏期契約 1 種に適用いたします。

料金表 2 空調夏期契約 2 種に適用いたします。

2. 早収料金の算定方法

(1)早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。

(2)基本料金は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は、流量基本料金単価に契約使用可能量を乗じた額といたします。

(3)従量料金は、基準単位料金または 8 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(4)調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が 1 月 1 日から 1 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 8 月から 10 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が 2 月 1 日から 2 月 28 日（うるう年は 2 月 29 日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 9 月から 11 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が 3 月 1 日から 3 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 10 月から 12 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が 4 月 1 日から 4 月 30 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 11 月から当年 1 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が 5 月 1 日から 5 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 12 月から当年 2 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が 6 月 1 日から 6 月 30 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 1 月から 3 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が 7 月 1 日から 7 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 2 月から 4 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が 8 月 1 日から 8 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 3 月から 5 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が 9 月 1 日から 9 月 30 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 4 月から 6 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が 10 月 1 日から 10 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金

の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

### 3. 料金表1(空調夏期契約1種)

#### (1)定額基本料金

1ヶ月およびガスメーター1個につき	15,120.00円
-------------------	------------

なお、付則2を適用する場合は下記といたします。

1ヶ月およびガスメーター1個につき	14,700.00円
-------------------	------------

#### (2)流量基本料金単価

1立方メートルにつき	324.00円
------------	---------

なお、付則2を適用する場合は下記といたします。

1立方メートルにつき	315.00円
------------	---------

#### (3)基準単位料金

1立方メートルにつき	110.52円
------------	---------

なお、付則2を適用する場合は下記といたします。

1立方メートルにつき	107.45円
------------	---------

#### (4)調整単位料金

(3)の基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。



#### 4. 料金表2(空調夏期契約2種)

##### (1)定額基本料金

1ヶ月およびガスメーター1個につき	6,480.00円
-------------------	-----------

なお、付則2を適用する場合は下記といたします。

1ヶ月およびガスメーター1個につき	6,300.00円
-------------------	-----------

##### (2)流量基本料金単価

1立方メートルにつき	324.00円
------------	---------

なお、付則2を適用する場合は下記といたします。

1立方メートルにつき	315.00円
------------	---------

##### (3)基準単位料金

1立方メートルにつき	123.48円
------------	---------

なお、付則2を適用する場合は下記といたします。

1立方メートルにつき	120.05円
------------	---------

##### (4)調整単位料金

(3)の基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。